

## ● 科学者委員会運営要綱

〔平成 17 年 10 月 4 日〕  
日本学術会議第 1 回幹事会決定

(組織)

**第 1** 科学者委員会（以下「委員会」という。）は、副会長（日本学術会議会則第 5 条第 1 号担当）、各部の 3 名（うち 1 名は役員とする。）、地区会議代表幹事会の 1 名の会員及び必要に応じて会員又は連携会員から選ばれる 4 名以内の委員をもって組織する。

(分科会等)

**第 2** 委員会に、次の表のとおり分科会及び小分科会を置く。分科会及び小分科会の設置期限は当該期末までとし、委員長は期首及び適時に分科会及び小分科会の設置について幹事会に提案する。

分科会等	調査審議事項	構成	備考
ジェンダー・エクイティ分科会	1. 大学・研究機関・学協会における女性活躍推進のための方策についての検討 2. ジェンダー関連分科会の活動の総括と課題の整理 3. 学術におけるダイバーシティ推進に向けた方策の検討 4. 第 6 次男女共同参画基本計画に対する提言の検討に係る審議に関すること	各部の 4 名以内の会員及び委員会の 5 名以内の委員並びに会員又は連携会員若干名	設置期間：令和 5 年 12 月 22 日～令和 8 年 9 月 30 日
第 6 次男女共同参画基本計画小分科会	1. 第 6 次男女共同参画基本計画における重点課題の整理 2. 第 6 次男女共同参画基本計画に向けた提言のための素案作成	25 名以内の会員又は連携会員	設置期間：令和 6 年 5 月 31 日～令和 7 年 9 月 30 日
包括的反差別法小分科会	1. 包括的反差別法における重点課題の整理 2. 包括的反差別法制定に向けた提言のための素案作成	25 名以内の会員又は連携会員	設置期間：令和 6 年 5 月 31 日～令和 8 年 9 月 30 日
学術体制分科会	1. 第 7 期科学技術・イノベーション基本計画に向けた検討	各部の 4 名以内の会員及び委員会の 6 名以内の委員並	設置期間：令和 5 年 12 月 22 日～令和 8 年

	<p>2. 学術体制・学術法制の国際比較調査・課題の整理</p> <p>3. 中長期的観点から、学術を学際的・文理融合的に推進するための在り方の検討</p> <p>に係る審議に関すること</p>	<p>びに会員又は連携会員若干名</p>	<p>9月30日</p>
学協会連携分科会	<p>1. 日本学術会議と学協会の新たな連携体制の検討</p> <p>2. 学協会、学会連合、連携体等のあり方の検討と、それに伴う協力学術研究団体の規定の見直しの検討</p> <p>に係る審議に関すること</p>	<p>各部の4名以内の会員及び委員会の5名以内の委員並びに会員又は連携会員若干名</p>	<p>設置期間：令和5年12月22日～令和8年9月30日</p>
研究評価分科会	<p>1. 研究評価のあり方についての全体的検討</p> <p>2. 関連する過去の提言等のフォローアップ</p> <p>3. 国内外の研究評価のあり方についての調査</p> <p>4. 分野別研究評価のあり方についての検討</p> <p>5. 若手支援としての研究評価のあり方についての検討</p> <p>に係る審議に関すること</p>	<p>20名以内の会員又は連携会員</p>	<p>設置期間：令和5年12月22日～令和8年9月30日</p>
学術研究振興分科会	<p>重要な学術研究の計画に関する検討に係る審議に関すること</p>	<p>各部の3名以内の会員及び委員会の3名以内の委員並びに会員又は連携会員若干名</p>	<p>設置期間：令和5年12月22日～令和8年9月30日</p>

(庶務)

**第3** 委員会の庶務は、事務局企画課及び参事官（審議第一担当及び審議第二担当）において処理する。

(雑則)

**第4** この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

**附 則**

この決定は、決定の日から施行する。

**附 則**（平成17年11月24日日本学術会議第5回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

**附 則**（平成18年9月21日日本学術会議第24回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

**附 則**（平成18年10月26日日本学術会議第28回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

**附 則**（平成19年11月22日日本学術会議第46回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

**附 則**（平成19年12月20日日本学術会議第48回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

**附 則**（平成20年10月23日日本学術会議第67回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

**附 則**（平成20年12月25日日本学術会議第70回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

**附 則**（平成21年2月26日日本学術会議第72回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

**附 則**（平成22年3月25日日本学術会議第92回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

**附 則**（平成22年5月27日日本学術会議第96回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

**附 則**（平成23年9月22日日本学術会議第135回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

**附 則**（平成25年4月23日日本学術会議第172回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

**附 則**（平成25年9月24日日本学術会議第178回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成26年10月23日日本学術会議第204回幹事会決定）  
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年1月29日日本学術会議第208回幹事会決定）  
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年7月24日日本学術会議第216回幹事会決定）  
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年12月18日日本学術会議第223回幹事会決定）  
この決定は、平成28年2月29日から施行する。

附 則（平成28年3月24日日本学術会議第226回幹事会決定）  
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成28年8月26日日本学術会議第233回幹事会決定）  
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成29年11月24日日本学術会議第257回幹事会決定）  
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成29年12月22日日本学術会議第258回幹事会決定）  
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成30年2月22日日本学術会議第260回幹事会決定）  
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日日本学術会議第261回幹事会決定）  
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成30年4月26日日本学術会議第263回幹事会決定）  
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成30年6月28日日本学術会議第265回幹事会決定）  
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成30年9月12日日本学術会議第269回幹事会決定）  
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成30年10月25日日本学術会議第271回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成30年11月29日日本学術会議第272回幹事会決定）  
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成31年3月28日日本学術会議第276回幹事会決定）  
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和2年11月26日日本学術会議第304回幹事会決定）  
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和2年12月24日日本学術会議第306回幹事会決定）  
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和3年1月28日日本学術会議第307回幹事会決定）  
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和3年2月25日日本学術会議第308回幹事会決定）  
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和3年3月25日日本学術会議第309回幹事会決定）  
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和3年12月24日日本学術会議第320回幹事会決定）  
この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則（令和3年日本学術会議規則第1号）の施行の日（令和4年1月1日）から施行する。

附 則（令和4年6月29日日本学術会議第327回幹事会決定）  
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和4年11月28日日本学術会議第333回幹事会決定）  
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和5年12月22日日本学術会議第360回幹事会決定）  
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和6年5月31日日本学術会議第367回幹事会決定）  
この決定は、決定の日から施行する。